

町営浄化槽への入れ替えを

単独槽などからの設置替えを進めるため

町では、単独処理浄化槽やくみ取り式便所から町営浄化槽への設置替えを進めるため、単独処理浄化槽の撤去費補助や、浄化槽までの配管費用への補助金制度を活用して、より一層の整備促進を図っています。

単独処理浄化槽を設置している世帯の場合、トイレの水洗いが済んでいることから、なかなか合併処理浄化槽への設置替えが進まない理由の一つとなっています。

また、新しく合併処理浄化槽を設置するとすると、台所やお風呂、洗面台、洗濯機などからの生活雑排水の配管を浄化槽まで接続する配管工事が必要となり、他にも、既に設置済みの単独処理浄化槽の撤去費用もかかることなども

進まない理由の一つです。

配管費6万・撤去費9万を上限に補助します

推進策の一つとして、単独処理浄化槽からの設置替えを行っていただいたときの、単独処理浄化槽の撤去工事費に対して9万円を限度に補助を行ったたり、浄化槽までの配管

工事費に対して6万円を上限に補助を行ったりしながら、町営浄化槽の更なる設置促進に努めています。

設置替えを希望される方は、町営浄化槽指定工事店(表①)に工事費用の見積りなどをご相談ください。

▼詳しくは、役場環境衛生課(☎33-03338)までお問い合わせください。

表① 町営浄化槽指定工事店名簿

事業者名	電話番号
アクア設備	32-2676
丸玉水道	22-4908
(株)仲西水道工事店	31-7236
(株)協和水道設備商会	22-6067
栗山水道	32-3284
南紀プロパングス(株)	21-3636
前地水道工業所	32-2102
谷口設備	32-1785
(有)山口浄化槽工業所	22-3805
畑野水道	32-3526

※順序は、受け付け順。

Purified

家庭でできる温暖化対策

シリーズ ストップ地球温暖化 その1

今月のテーマ

テレビ

つけっぱなしにしていませんか?



見る時間を減らす

液晶テレビ(32インチ)を見る時間を1日1時間減らした場合

年間削減効果 年間節約金額

電気 16.79kWh
CO2 5.9kg

約 370円

【出典：財団法人省エネルギーセンター／家庭の省エネ大辞典】



見

ていないのにテレビがついていませんか。見ていないときは電源を消すようにしましょう。

電源を消す際には、リモコンからではなく主電源から消すようにしましょう。リモコンから消してもテレビは待機状態になるだけでエネルギーは消費してしまっています。旅行などで長期不在になるときはプラグを抜くようにしましょう。

ワンポイントアドバイス

画面の掃除をしましょう

テレビ画面は静電気でホコリを寄せつけやすいので、汚れやすいものです。1週間に1度くらいは、掃除をしましょう。掃除をすることでテレビ画面が明るく見やすくなります。

▼詳しくは、役場環境衛生課(☎33-03338)までお問い合わせください。

Branch

お住まいの近くで、役場業務が利用できます

移動支所をご利用ください

表①：8月の移動支所開設日程 ピンク色は、移動図書館も開設

開設日	会場	開設時間
月曜日	6日	桐原生活改善センター 9:00~10:15
	13日	平尾井高齢者生産活動センター 10:30~11:45
	20日	大里多目的集会施設 13:30~14:45
	27日	上野農事集会所 15:00~16:15
火曜日	7日	浅里生活改善センター 9:00~10:15
	14日	北松杖多目的集会施設 10:30~11:45
	21日	中村多目的集会施設 13:30~14:45
水曜日	1日	阪松原生活改善センター 9:00~10:15
	8日	永田青年クラブ 10:30~11:45
	15日	井田公民館 13:30~14:45
	22日	地下集会所 15:00~16:15
木曜日	2日	上地多目的集会施設 9:00~10:15
	9日	下地生活改善センター 10:30~11:45
	16日	茶屋地構造改善センター 13:30~14:45
	23日	下り場集落センター 15:00~16:15
金曜日	3日	高岡防災センター 9:00~10:15
	10日	
	17日	鮎田構造改善センター 10:30~11:45

町内17か所で開設しています

住民票の発行業務などを郵便局に委託するとともに、さらなる住民サービスの充実を図るため、町職員が町内17か所に出向いて、移動支所を開設しています。(表①：移動支所開設日程をご覧ください)

お住まいの近くで、役場業務が利用できますので、ぜひご利用ください。

移動支所の業務内容

住民票、印鑑証明、納税証明書などの申請受付事務(交付は後日)、町税、国民健康保険税の収納事務、役場への各種届け出事務などを受け付けます。

また、町内の3郵便局(紀伊井田、御船、相野谷)にて、住民票発行などもできます。

▼詳しくは、役場税務住民課(☎33-0337)までお問い合わせください。



シリーズ ペットと暮らす その9 ~いつまでもいっしょに~

今月のテーマ

「狂犬病予防注射」を忘れていませんか?

犬を飼いだめたら、『狂犬病予防法』という法律に基づき、生涯に一回の犬登録と、年一回の狂犬病予防注射が必要です。

「うちの犬は家の中で飼っているから大丈夫」、「うちの犬はおとなしいから人に噛みつかない」などの理由で予防接種を受けないでいませんか。予防注射は飼い主の義務です。必ず受けましょう。

町では、毎年4月に狂犬病予防注射の集団接種を行っています。受け忘れていた場合は、獣医院で受けられます。また、次の契約獣医院では、その場で注射済票が交付されますが、契約獣医以外で受診した場合は、役場環境衛生課で注射済票の交付を受けてください。なお、手数料として550円が必要となります。

◆契約病院

- 北村獣医科病院(熊野) 熊野市井戸町734-5 ☎0597-85-2665
- 北村獣医科病院(新宮) 新宮市神倉4丁目1-56 ☎0735-22-9520
- すずき動物病院 御浜町阿田和6108-1 ☎05979-2-0087